

生活困窮者に対して生理用品などの女性用品を無償提供すること。

(回答)

支援を必要とする方に生理用品を配付するとともに、コロナ禍において不安や困難を抱える女性に対し相談窓口の周知を図り、適切な支援につなげてまいります。

学校や公共施設の個室トイレで生理用品を無償提供すること。

(回答)

学校における生理用品の整備については、児童生徒が自宅からの持参を忘れたり、急遽必要が生じたときに対応できるよう、衛生面等も考慮して保健室に備えており、今後も配慮してまいります。

今後も、関係部局や学校との連携のもと、児童生徒が安心して過ごせる環境整備を進めるとともに、支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行ってまいります。

また、コロナ禍において支援を必要とするすべての女性が、適切な支援を受けられるよう取り組みを検討してまいります。

避難所となる全小・中学校等に災害用備蓄物資として生理用品を充実すること。

(回答)

災害用備蓄物資の備蓄方針については、大阪府域救援物資対策協議会により、府と市町村が協力して備蓄するものと示され、生理用品は重要備蓄物資の一つとして定められており、必要な備蓄量を確保しております。

今後も、必要な量と質を確保していくために、定期的に更新してまいります。

NPO等の知見を活用し、「つながりサポート型」制度を構築すること。

- ・アウトリーチ型支援（訪問支援）の体制を構築すること。
- ・カウンセラーなどの専門相談、SNS相談、24時間電話相談の体制を構築すること。
- ・相談内容に合わせた関係機関・団体への同行支援の体制を構築すること。
- ・不安を抱えた女性たちが互いに支え合う（ピアサポート）ための居場所の提供を行うこと。

(回答)

コロナ禍で困難を抱える女性に対し府市連携により効果的に相談支援を実施すべ